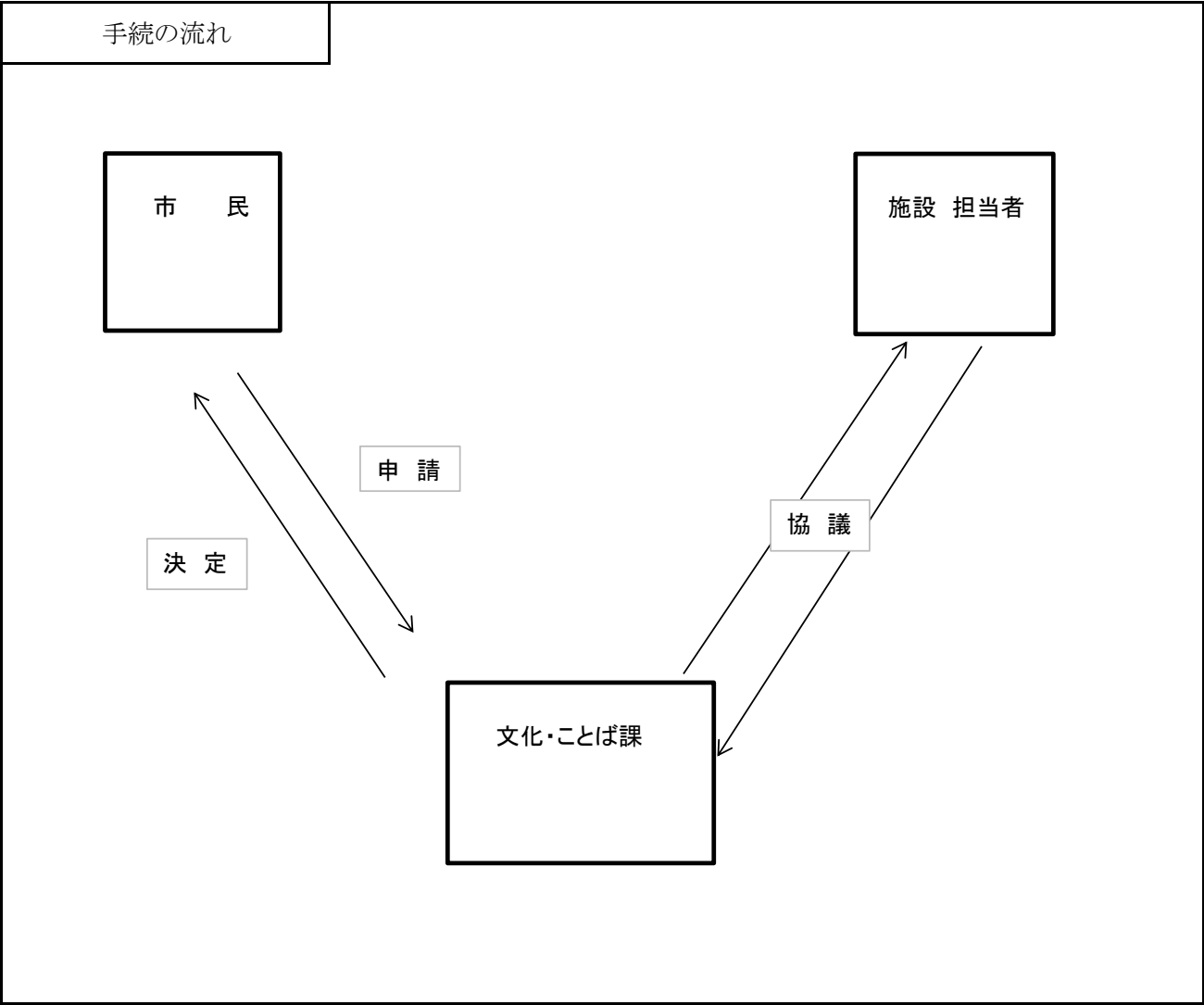


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	松山市北条ふるさと館の使用料等の還付	
処 分 の 概 要	既納の使用料を返還をする。	
根 拠 法 令 名	松山市北条ふるさと館条例(平成16年年条例第52号)	
条 項	第11条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間		計 10日
判 断 基 準	同条例施行規則第9条第1項の各号に該当する場合。 【根拠法令等】 北条ふるさと館条例 第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 ●審査基準 北条ふるさと館条例施行規則 第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料等を還付することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 使用料等を納付した者の責に帰することができない事由により観覧、使用又は特別利用ができなくなったとき。 (2) その他市長が相当の理由があると認めたとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。